

のみ地域力強化支援ファンド ご案内



のみ地域力強化支援ファンドの目的

「のみ地域力強化支援ファンド」は、あたたかい互助での助け合い・支え合い活動が継続・拡大されることで誰もが地域で安心して生活できる地域共生社会の実現を目指すため創設されました。ファンドの創設事業は、SDGsにおける経済、社会、環境の三つの側面をつなぐ中核的な事業と位置づけ、能美の「お人柄」を強みとした市民力・地域力を生かし、誰もが活躍できる能美暮らしを創出する事業です。

助成対象者

(対象団体) ①任意団体* または ②特定非営利活動法人

(*任意団体とは、2人以上で構成される法人格をもたない団体。)

(条件) ・活動拠点が能美市内であること
・活動対象が能美市民であること

助成対象の活動

地域課題を解決するための互助活動*



- ①「車がなくても安心して暮らせる仕組みづくり」：移送支援・移動販売
- ②「世代や属性を限定しないつながりの場づくり」：子ども食堂 等
- ③「安全安心の地域みまもりあいの地域づくり」：外国人への生活支援 等

(*互助活動とは、ボランティアや住民団体等が自ら地域課題を解決するための、助け合い支え合い活動)

助成対象経費・助成率・助成限度額

*活動選定委員会で審査の上、決定されます



① 活動基盤整備費

区分	摘要	助成率	限度額
工事請負費	原則、当該活動のみに使用する施設が対象 ・当該活動の立ち上げや継続して使用する施設に係る費用 ・施設改修費	4/5	100万円 (1回限り)
備品購入費	備品として管理していくものが対象 ・当該活動の立ち上げに必要なもの、又は継続して使用するものに係る費用	4/5	100万円 (1回限り)

② 活動費：報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他

ファンドによる 支援期間	任意団体		特定非営利活動法人	
	助成率	限度額(年)	助成率	限度額(年)
1～3年目	10/10	30万円	2/3	20万円
4・5年目	9/10	27万円		
6年目	2/3	20万円		
7年目	1/2	15万円	1/2	15万円
8年目	1/3	10万円	1/3	10万円
9・10年目	1/6	5万円	1/6	5万円



のみし
したいこと、能美市だったら叶うかも



事前相談について

- ◎事前相談先：能美市 いきいき共生課
- ◎事前相談日：要予約
- ◎事前相談が必要な場合
 - ・新規で申請する場合
 - ・継続申請する場合で、前回の申請（変更申請）時から活動内容等の変更があった場合

申請手続きについて

- ◎書類
 - ①のみ地域力強化支援ファンド利用申請書
 - ②活動実施者の構成員名簿（活動・会則・規約資料等がある場合は添付してください。）
- ◎提出先：いきいき共生課（いきいき共生課から、ふるさと振興公社に届けます。）
- ◎申請の詳細について
 - ・受付期間は通年とします
 - ・助成金交付の対象期間は、申請月を含めて12か月間とします。

【利用の流れ】



審査方法・審査基準について

- ◎審査方法
 - ・ふるさと振興公社が選任する、活動選定委員会にて審査します
 - ・書類審査と面談を実施します
- ◎審査基準
 - ①**地域共生社会の実現性**
ファンド創設の目的と合致した活動であること
 - ②**プラットフォーム(土台となる環境)づくりへの寄与**
地域の様々な資源がつながり、プラットフォームづくりに寄与すること
 - ③**実現性**
活動が主体的で活動計画及び費用が実現可能であり、かつ妥当であること
 - ④**波及・発展可能性**
他の市民や団体への波及効果及び新たな展開が期待できること
 - ⑤**独自性**
発想、着眼点、手法等に先駆性、独創性又は工夫があり、事業実施者の長所や特性が生かされていること
 - ⑥**継続性**
活動の継続が期待できること
 - ⑦**自立性**
自主財源や他財源確保のための計画があること

ご寄付のお願い

能美市のあたたかい助け合い・支え合い活動が継続、拡大していくために、ご寄付を受け付けております。皆さまからの温かいご支援をお待ちしています。

◎受付窓口
能美市健康福祉部
いきいき共生課



相談先

能美市健康福祉部 いきいき共生課（本庁舎2階：能美市来丸町1110番地）
電話 (0761) 58-2233 / FAX (0761) 58-2292
E-mail ikiiki@city.nomi.lg.jp

ファンド
運用管理

公益財団法人 能美市ふるさと振興公社（能美市辰口町又10番地）
電話 (0761) 52-8008 / FAX (0761) 52-8012